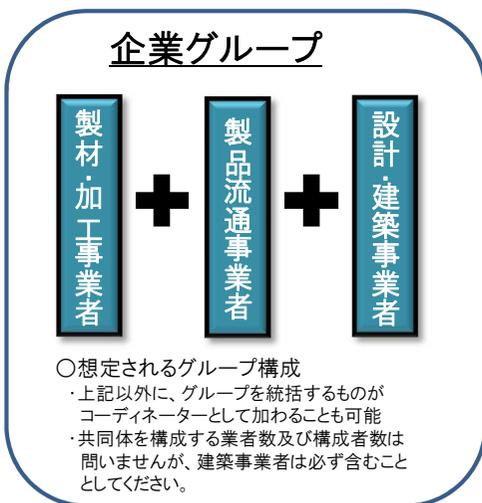
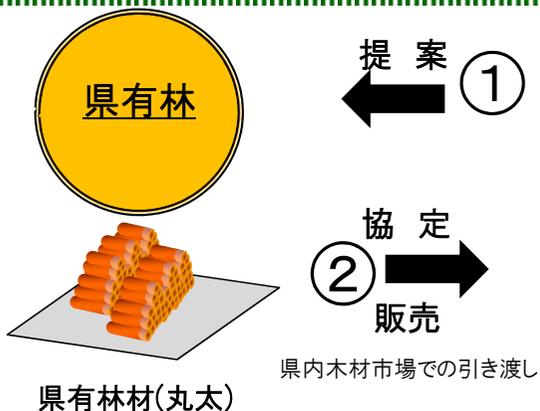


県内の一般住宅における県有林材の利用促進及び認知度向上を目的として、住宅一棟単位からの小規模な県有林材販売を新たに実施します。

新たな販売方法の概要

県内において県有林材を活用した一般住宅の建築を行う企業グループを対象に、県有林材の利用促進及び認知度向上に寄与する企画提案を募集します。
提案内容を審査・選定したものについて、提案内容の実現に要する県有林材(丸太)を直接供給(協定・販売)します。

名称: 一般住宅向け県有林材販売



利用促進及び認知度向上
 企業グループは、県内で建設を予定している一般住宅における県有林材の利用量を増加する計画や県有林材をPRする計画などの企画提案をして頂きます。



県(県有林)は、審査・選定した提案に必要な県有林材を販売するとともに、県有林材を活用した家づくりを行う企業グループと協働でPRします。

一般住宅向け県有林材販売における協定及び販売

募集期間	協定開始時期	協定期間	協定材積※ 1グループ毎	販売開始時期	応募資格	審査事項
H30.9～ H30.10	H30.11～	～H33.3	30m3～/年	H30.12～	・構成者に山梨県物品等競争入札参加資格を有する者を含む。 ・構成者(製材・加工事業者及び製品流通事業者)はFSC COC認証を有する、もしくは山梨県産材・合法木材取扱事業者認定を受けている。など	・県内の一般住宅における県有林材の利用促進及び認知度向上に寄与する提案内容となっているか、など

※県全体での販売予定量を募集時に公表します。販売予定量を上回る応募があった場合には、審査順位により協定者を決定します。